

令和2年度第1回
青森県子どもの貧困対策等推進委員会

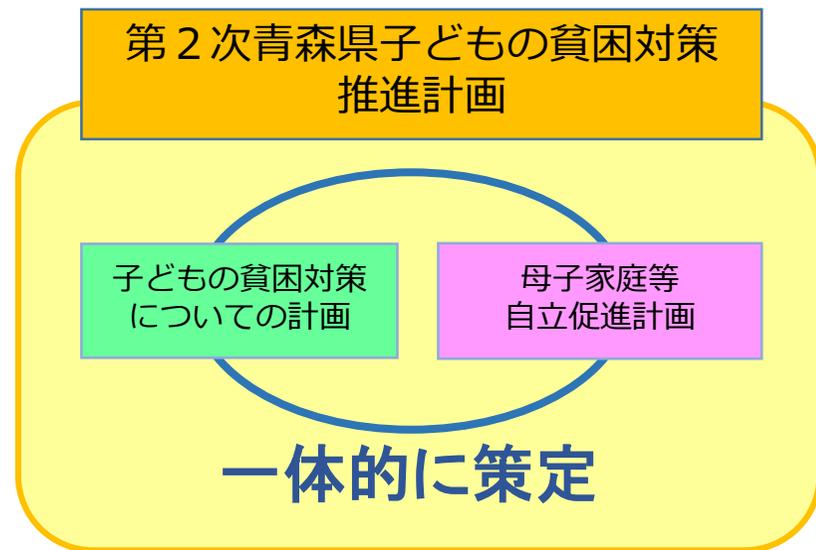
第2次青森県子どもの貧困対策推進計画
の策定について

令和2年7月
青森県

※「子ども」の表記については、原則として「子ども」を使用しますが、国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」や各種施策においては「子供」の表記を用いている場合があります。次期計画策定においては、注意書きを掲載した上で、それぞれの正式表記どおりに記載します。

1 計画の趣旨・位置づけ

- 困難な環境にある子どもやその家庭を支援し、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指し、本県の貧困対策を総合的に推進するため基本方針として平成28年3月に策定
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項により都道府県に策定が義務付けられている子どもの貧困対策についての計画と、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条で定める都道府県が策定する母子家庭等の自立促進計画を一体的に策定



計画名	根拠法	国の基本方針	備考
子どもの貧困対策についての計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項 都道府県計画（策定努力義務）	子供の貧困対策に関する大綱（令和元年11月）	
母子家庭等の自立促進計画	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条第1項 母子家庭等自立促進計画（策定努力義務）	母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（令和2年3月）	自立促進計画の策定にあたっては、 <u>法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるもの（※次世代育成支援行動計画<のびのびあおもり子育てプラン>）との調和を保つよう努めなければならないとされている</u>

2 第2次計画策定に向けた基本的な考え方

- 現行計画の計画期間は平成28年度から令和2年度までの5年間
- 今年度中に第2次計画の策定が必要であるため、青森県子どもの貧困対策等推進委員会設置要綱における設置目的に「計画の策定」を追加する改正を行い、委員会で策定の作業を行うこととした
- 計画策定に当たっては、国が定める「子供の貧困対策に関する大綱」と「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を踏まえたものとする必要がある
また、青森県子どもの生活実態調査(平成30年度実施)と青森県親子等生活実態調査(令和元年度実施)の結果を反映したものとする必要がある
- 次期計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間

3 次期プラン策定に向けたスケジュール(予定)

日程	内容	作業
7月	第1回子どもの貧困対策等推進委員会	現行計画評価、第2次計画骨子案協議
8月	子ども・子育て支援推進会議	第2次計画策定 説明
10月	第2回子どもの貧困対策等推進委員会	第2次計画素案 協議
12月～1月	パブリックコメント	
2月	第3回子どもの貧困対策等推進委員会	第2次計画原案 協議
3月	知事決裁、公表	

(参考) 現行計画と国の新旧大綱との比較

	現行計画	国の旧大綱(H26.8月策定)	国の新大綱(R元.11月策定)
趣旨	すべての子どもたちが夢と希望を持って成長できる青森県を目指して、子どもの貧困対策を総合的に推進する。	子どもの <u>将来</u> がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る	○ <u>現在から将来にわたり</u> 、全ての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指す ○ <u>子育てや貧困を家庭のみの責任とせず</u> 、子供のことを第一に考えた支援を包括的・早期に実施する
基本方針	旧大綱に示された「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの重点項目を基本方針とする	指標の改善に向けた重点施策として、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」に取り組む	指標の改善に向けた重点施策として「教育の支援」「 <u>生活の安定に資するための支援</u> 」「 <u>保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援</u> 」「経済的支援」に取り組む
連携	国の機関や市町村、企業やNPO等の多様な主体と連携	国、地方公共団体、民間の企業・団体等が連携・協働して取り組むとともに、国民運動として展開する	<u>子どもの貧困が社会全体で取り組むべき課題であることを明確に位置付けていく。</u> さらに、国民運動として、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働を積極的に進める。
指標	本県における子どもの貧困対策の現状を把握できる23指標	生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率等をはじめとした25指標	旧大綱の25指標に、 <u>ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加した39指標</u>

子どもの貧困に関する指標について、現行計画と国の大綱との比較の詳細は「参考資料2 子どもの貧困に関する指標 現行計画と国の大綱との比較」に記載しています。

子供の貧困対策に関する大綱

I 目的・理念

- 現在から将来にわたって、全ての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指す。
- 子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子供のことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる。

II 基本的な方針

<分野横断的な基本方針>

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

<分野ごとの基本方針>

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

Ⅳ 指標の改善に向けた重点施策

教育の支援

- 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上 ・ 幼児教育・保育の無償化 ・ 幼児教育・保育の質の向上
- 地域に開かれた子供の貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築
・ スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制の構築等 ・ 少人数指導や習熟度別指導、補習等のための指導体制の充実等を通じた学校教育による学力保障
- 高等学校等における修学継続のための支援 ・ 高校中退の予防のための取組 ・ 高校中退後の支援
- 大学等進学に対する教育機会の提供 ・ 高等教育の修学支援
- 特に配慮を要する子供への支援 ・ 児童養護施設等の子供への学習・進学支援 ・ 特別支援教育に関する支援の充実 ・ 外国人児童生徒等への支援
- 教育費負担の軽減 ・ 義務教育段階の就学支援の充実 ・ 高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減 ・ 生活困窮世帯等・ひとり親家庭への進学費用等の負担軽減
- 地域における学習支援等 ・ 地域学校協働活動における学習支援等 ・ 生活困窮世帯等への学習支援
- その他の教育支援 ・ 学生支援ネットワークの構築 ・ 夜間中学の設置促進・充実 ・ 学校給食を通じた子供の食事・栄養状態の確保 ・ 多様な体験活動の機会の提供

生活の安定に資するための支援

- 親の妊娠・出産期、子供の乳幼児期における支援 ・ 妊娠・出産期からの相談・切れ目のない支援 ・ 特定妊婦等困難を抱えた女性の把握と支援
- 保護者の生活支援 ・ 保護者の自立支援 ・ 保育等の確保 ・ 保護者の育児負担の軽減
- 子供の生活支援 ・ 生活困窮世帯等の子供への生活支援 ・ 社会的養育が必要な子供への生活支援 ・ 食育の推進に関する支援
- 子供の就労支援 ・ 生活困窮世帯等の子供に対する進路選択等の支援 ・ 高校中退者等・児童福祉施設入所児童等への就労支援 ・ 子供の社会的自立の確立のための支援
- 住宅に関する支援
- 児童養護施設退所者等に関する支援 ・ 家庭への復帰支援 ・ 退所等後の相談支援
- 支援体制の強化 ・ 児童家庭支援センターの相談機能の強化 ・ 社会的養護の体制整備 ・ 市町村等の体制強化
・ ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化等の推進 ・ 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進 ・ 相談職員の資質向上

保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- 職業生活の安定と向上のための支援 ・ 所得向上策の推進、職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現
- ひとり親に対する就労支援 ・ ひとり親家庭の親への就労支援 ・ 職業と家庭の両立 ・ 学び直しの支援 ・ 企業表彰
- ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援 ・ 就労機会の確保 ・ 学び直しの支援 ・ 非正規雇用から正規雇用への転換

経済的支援

- 児童手当・児童扶養手当制度の着実な実施
- 養育費の確保の推進
- 教育費負担の軽減

V 子供の貧困に関する調査研究等

- 子供の貧困の実態等を把握するための調査研究
- 子供の貧困に関する指標に関する調査研究
- 地方公共団体による実態把握の支援

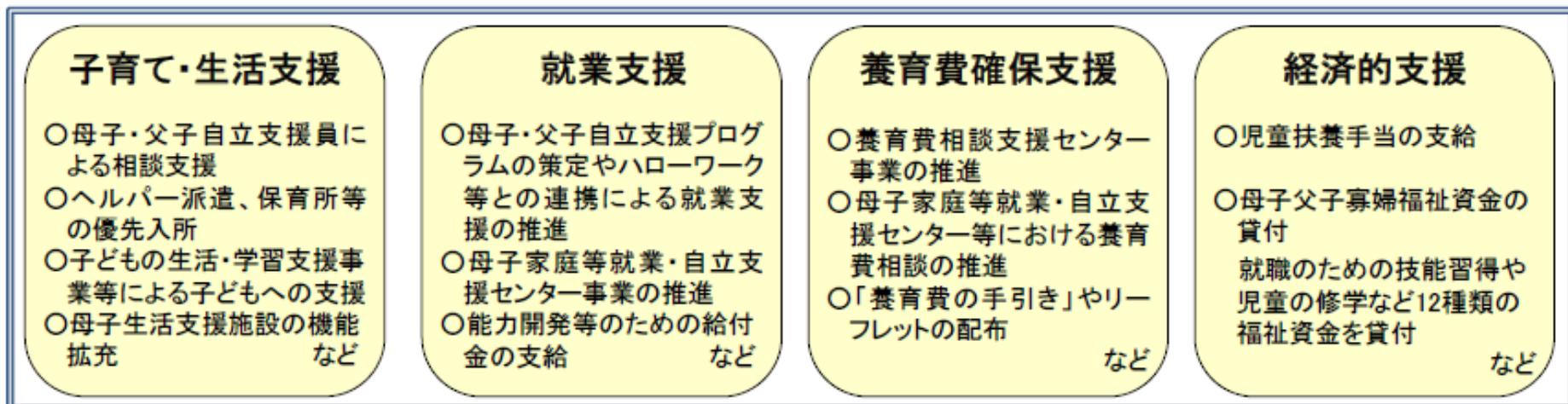
Ⅵ 施策の推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における施策推進への支援
- 官公民の連携・協働プロジェクトの推進、国民運動の展開
- 施策の実施状況等の検証・評価
- 大綱の見直し

(参考)

ひとり親家庭等の自立支援策の体系

○ひとり親家庭等に対する支援として、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進。



○「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づき、

- ① 国が基本方針を定め、
- ② 都道府県等は、基本方針に即し、区域におけるひとり親家庭等の動向、基本的な施策の方針、具体的な措置に関する事項を定める自立促進計画を策定。

【ひとり親支援施策の変遷】

- 平成14年より「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策を強化し、「子育て・生活支援策」、「就業支援策」、「養育費の確保策」、「経済的支援策」の4本柱により施策を推進中。
- 平成24年に「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立
- 平成26年の法改正(※)により、支援体制の充実、就業支援施策及び子育て・生活支援施策の強化、施策の周知の強化、父子家庭への支援の拡大、児童扶養手当と公的年金等との併給制限の見直しを実施。(※母子及び父子並びに寡婦福祉法、児童扶養手当法)
- 平成28年の児童扶養手当法の改正により、第2子、第3子以降加算額の最大倍増を実施。
- 平成29年の児童扶養手当法の改正により、支払回数を年3回から年6回への見直しを実施。

母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針の全体像

1. 方針のねらい

母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に基づき、特別措置法等の趣旨、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の実態等を踏まえつつ、母子家庭等施策の展開の在り方について、国民一般に広く示すとともに、都道府県、市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村において自立促進計画を策定する際の指針を示すこと等により、母子家庭等施策が総合的かつ計画的に展開され、個々の母子家庭等に対して効果的に機能することを目指すものである。

2. 方針の対象期間 令和2年度から令和6年度までの5年間

第1 母子家庭等及び寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項

1. 離婚件数の推移等
2. 世帯数の推移等
 - (1) 世帯数
 - (2) 生別、死別の割合
 - (3) 寡婦の数等
 - (4) 児童扶養手当受給者数
3. 年齢階級別状況
4. 住居の状況
 - ・持ち家率、借家、公営住宅等の割合
5. 就業状況
 - ・正規の職員・従業員、パート・アルバイト等の割合
6. 収入状況
 - ・平均年間収入、平均年間就労収入
7. 学歴の状況
8. 相対的貧困率
9. 養育費の取得状況
10. 面会交流の実施状況
11. 子どもの状況等
 - ・子どもの数、就学状況別
12. その他
 - (1) 公的制度等の利用状況
 - (2) 子どもについての悩み
 - (3) 困っていること
 - (4) 相談相手について
13. まとめ

第2 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭等及び寡婦施策の基本的な方向性
 - (1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
 - (2) 関係機関相互の協力
 - (3) 相談機能の強化
 - (4) 子育て・生活支援の強化
 - (5) 就業支援の強化
 - (6) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (7) 福祉と雇用の連携
 - (8) 子どもの貧困対策
2. 実施する各施策の基本目標
 - (1) 子育てや生活の支援策
 - (2) 就業支援策
 - (3) 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進
 - (4) 経済的支援策
 - (5) その他(職員の人材確保・専門性向上等)
3. 母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - (1) 国等が講ずべき措置
 - (2) 都道府県、市町村等が講ずべき措置に対する支援
 - (3) 就業の支援に関する施策の実施の状況の公表
 - (4) 基本方針の評価と見直し
 - (5) 関係者等からの意見聴取
 - (6) その他(関係団体との連携等)

第3 都道府県等が策定する自立促進計画の指針となるべき基本的な事項

1. 手続きについての指針
 - (1) 自立促進計画の期間
 - (2) 他の計画との関係
 - (3) 自立促進計画策定前の手続
 - ① 調査・問題点の把握
 - ② 基本目標
 - ③ 合議制機関からの意見聴取
 - ④ 関係者等からの意見聴取
 - (4) 自立促進計画の評価と次期自立促進計画の策定
 - ① 評価
 - ② 施策評価結果の公表
 - ③ 次の自立促進計画の策定
2. 自立促進計画に盛り込むべき施策についての指針
 - (1) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の家庭生活及び職業生活の動向に関する事項
 - (2) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項
 - (3) 福祉サービスの提供、職業能力の向上の支援その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置に関する事項
 - ① 厚生労働大臣が提示した施策メニュー
 - ② 都道府県等及び市等独自の施策メニュー